

発議第4号

三島市監査委員に関する条例の一部を改正する条例案

三島市監査委員に関する条例（昭和39年三島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（議員のうちから選任する監査委員）

第2条 監査委員は、議員のうちから選任しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年三島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表監査委員（議会選出）の項を削り、同表監査委員（識見を有する者）の項中「（識見を有する者）」を削る。

令和5年3月15日提出

発議者 三島市議会全議員